

会 議 録

| | | | |
|-------|---|--|-----|
| 会議名 | 平成29年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期） | | |
| 事務局 | 市民部経済課消費生活係 | | |
| 開催日時 | 平成30年3月27日（火）午前10時～11時30分 | | |
| 開催場所 | 小金井市前原暫定集会施設 A 会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 富岡 秀夫（会長）・宮本 智次郎（会長職務代理者） 矢澤 朋香・吉田 安之・斉藤 浩 田中 静枝 | |
| | その他 | なし | |
| | 事務局 | 高橋 啓之 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長・岩瀬 茉莉子 消費生活係主事 | |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可） | 傍聴者数 | 0 人 |
| 会議次第 | 別紙のとおり | | |
| 会議結果 | 別紙「審議経過」のとおり | | |
| 提出資料 | 別紙のとおり | | |
| その他 | なし | | |

平成29年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期）会議次第

日時：平成30年3月27日（火）午前10時から

場所：小金井市前原暫定集会室 A会議室

司会進行 経済課長

1 開会

会長あいさつ

2 議題

(1) これからの消費者行政のあり方について

ア 平成29年度消費者行政事業報告

イ 小金井市消費者被害等意識実態調査報告について

ウ 平成30年度消費者行政事業予定について

(2) その他

3 閉会

配布資料 資料1 平成29年度 消費生活係事業報告
資料2 消費者行政（経済課消費生活係）予算・決算概要
資料3 消費者行政強化交付金活用一覧
資料4 平成30年度 消費者行政事業実施予定
資料5 小金井市消費者被害等意識実態調査報告書（非公開）

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長） 定刻になったので、平成29年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期）を開会する。議事に先立ち、会長に挨拶をお願いします。

会 長 《 挨拶 》

司 会 現在委員定数は7名で、本日6名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。
富岡会長に議事進行をお願いします。

会 長 それでは、議題（1）ア 平成29年度消費者行政事業報告について、事務局から報告をお願いします。

事務局 《 事務局より説明 》

会 長 何か意見はあるか。

平成29年度の予算と決算見込みについて、まだ余裕があるが、これから使うのか、当初予定していたものが出来なかったのか。

課 長 契約の入札により差金が出たものについては確定となる、消耗品費や郵便料などの役務費は、年度中に使う見込みとなるので、予算よりも見込みが少なかったことになる。予定していた事業は全て実施している。

会 長 予算なので、入札で安くなる、節約して安くなるなど非常に大事だと思う。これからの資質の向上や、職員が勉強するなど、こういったことにはあまり使われなそう。年度末になると色々ところで勉強会が行われる。国や地方自治体で多いことだと思うが、節約した分で、年度末の勉強会に参加するなどはないのか。

事務局 相談員の研修予算については、職員課予算であり、経済課予算ではないため、難しいと思う。

また、今年度相談員の入替えが3回あり、延べ3カ月については3人体制となったため、1人分約10万円の3カ月で30万円ぐらいは、予算に比べ減額している。事業等で出来なかったものはない。

課 長 会長がおっしゃるように、職員や相談員のスキルアップのための研修については大事なことだと考えているが、予算の執行見込みとセミナーの開催日程とのタイミングが難しいのが1点、市役所なので、本来の目的と違う執行となると流用や場合によっては予算の組み替えのための補正を出さなければならない等、一定の手続きがあり、予算が余ったから方向転換して他の事業にまわすことは難しく小回りが利かない。

ただ、本当に必要なものについては、流用等で予算執行することはある。例えば、放射能測定器は老朽化している現状があり、故障したときには、予算を上程する暇がないので流用対応し、修理をするなど従前から対応している。

会 長

例えば、徳島県では、消費者行政と教育委員会が連携しており、人事の面でも相互に連携するという先駆的な状況である。全国の自治体がどのように連携しているかを視察に来ている。姫路市では、教育長が消費者教育について関心を持っており、消費者行政部局も動かして色々行っているとなると、教育長がどのように意識をもったかということ在全国から視察に来ている。このような話を聞いていると、小金井市では担当職員が全国の先駆的なところへ視察等をしたということがないようなので、消費者行政予算の活用方法があると思う。国に在籍していたので、予算流用の範囲が限定されていることはあるが、同じ消費者行政に関する内容であれば議会を通すほどのことではないと考える。小金井市では、多摩地区の方との意見交換はやっていると思うが、その枠を超えていないと思うので、活性化しているところを視察するのも大事。課長なり担当職員が新たな発想が出る気がする。

委 員

消費生活相談の「保健・福祉サービス」について30件の相談があるが、例えばどのような相談なのか。

事務局

内容としては、エステや医療についての相談となっている。

事務局

相談のジャンルについては、消費者行政の歴史のようなものであり、昔の 카테고리となっている。「運輸・通信サービス」とあるが、これは携帯電話やインターネットトラブルなどの相談が該当する。

委 員

個人情報苦情相談にある「オプトアウト違反」とは何か。

委 員

情報について、事前に提供するかどうかを確認しなければならない。情報を提供していいかどうかを事前に相手に確認せずに提供すること。情報漏えいを、事前の段階で原則禁止にするか、その部分だけ禁止にするかということ。

委 員

同意のない提供と少し似たものか。

委 員

最初に規制するか、あとに規制するかということ。

小金井市は個人情報の相談が0件なので、問題ないように思う。

委 員

委員へ個人情報に関する相談はあるか。

| | |
|-----|---|
| 委員 | 個人情報に関する相談はない。お金に直結する問題ではないので、例えば大手企業から情報が届いても、個人が損害賠償を訴えることはあまりない。 |
| 会長 | ダイレクトメールが届いたときに、個人情報をどこから仕入れているかといったことは多い。個人情報については神経質になっている。知り得た情報は管理して、漏えいしないようにしなければならない。 |
| 委員 | 個人的感覚としては、行き過ぎではないかと思う。通常の社会生活を送るうえでは、個人の権利が強すぎるのではないかと思う。 |
| 会長 | 国としても、議論はあるが、どちらを優先するかというと、情報を詐欺などで悪用されるため、より神経質になっている。 企業としても、保有している連絡先について聞かれた場合、まず本人に確認し、承諾を得なければならない。 |
| 委員 | 学校の連絡簿も、全員の了解を得なければ作成できないことになっている。緊急用の最低限の連絡簿はある。 |
| 委員 | 町会でも、名前を載せられないことがある。 |
| 会長 | それでは、議題（１）イ 小金井市消費者被害等意識実態調査報告について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 《 事務局より説明 》 |
| 会長 | 今回の調査で、高齢者の現状や実態を知って、どんな施策を講じるか楽しみにしている。 |
| 委員 | この報告にある、被害状況は警察などに報告されているものも含まれているのか。 |
| 事務局 | 今回の調査で被害にあったと回答した方のみの被害状況である。 |
| 会長 | 被害にあった方が、個人で裁判にもっていくのは大変。一般的に弁護士が相談を受けると有償となる。また、弁護士に相談する方は被害にあいにくい。消費生活センターであれば無料である。 |
| 委員 | 無料で相談できるのであれば、相談して欲しい。 |
| 委員 | この報告から、アンケートの回答率が高い。企業からのアンケートであれば、回答率は２パーセント程度。市の発信力や信用力は高いと感じる。報告に市報をよくみているという回答があったので、肝は市報ではないかと考える。被害にあった方が、手口を知っていてもひっかかっているので、相談に繋がっていない。１８８くらいは定期的に市報に掲載してもいいの |

ではないか。

委員

相談してどうなるのかという考えがあるようなので、被害を情報提供してくださいというような言い方にしてはどうか。次に被害にあう方が出ないように。消費者被害という言葉が一般に馴染んでないような気がする。自分が相談するというよりは、他の人の役に立つように情報提供してもらおう。被害を言いたくない方に対して、違う言い方をするのがいいのではないか。

委員

他市の取組み事例にある、消費生活ニュースのようなものを発行してはどうか。被害体験談などを載せてはどうか。

会長

相談室の認知度について、半数以上が知らないとのことである。一方、地元の消費者センターには相談したくないという、188は最寄りのセンターへ繋がるので、都の消費者センターの番号も併記してはどうか。

会長

それでは、議題（1）ウ 平成30年度消費者行政事業予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

《 事務局より説明 》

委員

国民生活センターで障がい者向けのアンケートを実施した中で、障がい者の方の被害が顕著にあった。高齢者や子ども向けに広げているので、障がい者のケアをしている方へ向けても、周知していいのではないか。被害をかかえていることを知られないまま過ごしている方もいる。相談をきっかけに公的機関を繋がることができると思う。知的障害や精神障害の方の被害が出ていたので、まずはケアされている方が知っておくのがいいのではないか。

会長

知る限りでは、自分で作業所などに通っている方で、ある程度は自分で出来るが、悪質業者についての情報がないため、断ることが出来ない。本人も含め、親御さんにも知ってもらうことが大事。きっかけとして取り組むことがいい。

市内に特別養護学校はあるか。

課長

あります。

会長

人とあまり関わりがない方の被害が多い。

委員

グループホーム等もあると思うので、まずは管理されている方が、相談窓口などを知ってもらえるといい。

課長

作業所などは、取り組むべき方向性のひとつだと考える。この間、高齢者の消費者被害防止ということで、安全確保地域協議会の設置ということへ

持っていけると、個人情報をお互い組織間でフリーにできるようになることがメリットと考え、取り組んでいるところである。方向性を変えるのではなく、障がい者の関係はプラスアルファのことだと思う。加えて、成年年齢の引下げがあり、我々としては、中学校から高校へという方向性も考えているところであり、一気にどこまでできるかはこの場では言えないが、意識をしていきたい。

会 長

作業所に入り、自立する一歩のところまで被害にあることが多い。

事務局

補足として、資料1の事業報告にある、出前講座について、地域生活支援センターが障害者施設となっている。出前講座で対応している。

委 員

消費者スクール、学校での開催について、次年度以降の開催が難しいことがある。先日、いじめについての講義を聴きにいき、そこで1回の講義で未来永劫守られると思っていない、継続し、少しでも先生に意識を持ってもらえればいいと言っていた。こういった教育で必要なのは、単発で終わらせるのではなく、継続すること。先生方の認識や法知識があまりにも低いと思った。子どものいじめ問題にしても、いじめの定義を理解していないなど乖離している。未成年者についても、騒いでいるのは消費者関係の方だけだと思う。生徒にも重要だが、先生たちを抑え、情報を流すことをやらなければいけないと思うし、教育長などへ要請しなければならないと思う。小中学生では遠い話だが、高校生になると悪質商法について実感してくる。ソーシャルネットワークサービスで嫌がらせを受けたことや、写真を流されてしまったことなどについて、実感を持つ。対高校に関しては、強く要求していった方がいい。高校の先生にも理解してもらおうべき。

委 員

高校は市の教育長が関わるのか。

課 長

従来、高校は市行政から離れている。通っている子どもも市民だけではないということもあるが、高校については、直接、学校の先生と関係を作りながらご理解いただき、やれることがあるのではないかと考えている。

会 長

先日、消費者教育実践セミナーというものを学校の先生を対象に実施した。沖縄や北海道からも参加していたが、小金井市の教育委員会や先生方は来ていない。成年年齢の引き下げなどについて、忙し過ぎて目が向いていないのではないか。何とか巻き込んで、30年度からでも手がけて欲しい。

課 長

市が、都立高校の先生向けに何か行うのは、ハードルが高い。東京都の教育庁の方でなにかあるか。

| | |
|----|---|
| 委員 | 東京都消費者総合センターでも、学校教育には入り込みたいところである。だが、カリキュラムが既に決まっており、学習指導要領には少し消費生活についての項目が入っていることもあり、難しい状況。働きかけは行っているので、東京都コンシューマンエイドの出前講座の実施などしている。小金井市においても、高校に働きかけをする際に、東京都総合センターと連携するといいかと思う。 |
| 会長 | 行政で、横の連携が取れているところは少ない。教育委員会との壁はあるが、生徒がすぐに直面する問題なので、先生方も含め、消費者教育というのは、生きる力であり、一人立ちするときの力をいかに養うかということ。来年度については、新たな取組みも含めお願いしたい。 その他、事務局から何かあるか。 |
| 課長 | 資料4平成30年度の消費者行政事業実施予定について、周知啓発の中で、市報特集号の作成を考えている。内容について具体的には考えていないが、実態調査結果報告（抜粋）とマニュアルの紹介と記載したが、リスクもあると思っている。市報の特集号なので、市民を中心に広く見られるので、調査報告やマニュアルを載せることで、それを逆手に取られることもある。一方、作成したものについて、情報公開の観点も含めて一定程度は載せる必要があるとも思う。委員の皆さまのご意見を伺いたい。 |
| 委員 | 使える情報を見る人が見たら悪用することはあると思う。 |
| 会長 | どちらを優先するか。市民へマニュアルなどの周知を優先するか、悪質業者が悪用すること避けるか。私は、ある程度のことは流して、市民の意識を優先しないと、進められない。悪質業者は何をやってもやってくる。そこを恐れずにやった方がいい気がする。国でも不特定多数への周知を優先する立場をとっている。 他の方はいかがか。 |
| 委員 | 被害の実態や、被害にあったあとのフローチャートを載せてはどうか。被害にあって止まっているのではなく情報提供してくださいのようなものを載せるのもいいと思う。興味を引き、気軽に相談できるような内容にする方がいい。 |
| 委員 | 弁護士に相談すると有償だが、相談室は無料だということ載せてはどうか。 |
| 委員 | 被害後の方法として、相談室や弁護士などの相談先の情報提供を載せるの |

がいいのではないか。

課 長

ご意見をもとに、編集していきますので、よろしくお願いします。

会 長

審議会は以上で終了する。その他事務局から何かあるか。

事務局

特にない。

会 長

本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4 階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4 階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6 階情報公開コーナー